

令和3（2021）年度 霧島市教育・保育に関する利用者負担額および副食費について  
 【1号認定（幼稚園や認定こども園での教育を希望）】

階層区分		月額（円）
A	生活保護世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除
B	市民税均等割 非課税世帯 及び 市民税所得割 非課税世帯	
C	市民税所得割課税額 48,600円以下	
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下	

D2	市民税所得割課税額 141,000円以下	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒実費負担 （同一世帯内の小学 校3年生以下の子ど ものうち、3子目以 降の場合は副食費免 除）
D3	市民税所得割課税額 211,200円以下	
E	市民税所得割課税額 211,201円以上	

○第1子、第2子、第3子以降のカウント方法について  
 （所得割77,101円以上の世帯の場合）

- ・小学校3年生以下のお子様から順に第1子、第2子…とカウント。  
 （小学校4年生以上のお子様はカウントしません。）
- ・第1子・第2子は基準額全額、第3子以降無料となります。

（例）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
			第3子		第2子			第1子	→

免除

小4以上はカウントしない

母子・父子・障がい等世帯について

BG	市民税均等割 非課税世帯 及び 市民税所得割 非課税世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除
CG D1G	市民税所得割課税額 77,100円以下	

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金控除等の税額控除を適用する前の金額となります。

※市民税の賦課決定時期が6月であることから、年度途中の9月に利用者負担額および副食費免除の対象者が切り替わることとなります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく利用者負担額						当年度の市民税額に基づく利用者負担額					

※保護者が海外で勤務している場合は、海外での所得も保育料の算定対象とする場合があります。

※同居または同一生計の祖父母等がいる場合は、祖父母等の所得を保育料の算定対象とする場合があります。

令和3（2021）年度 霧島市教育・保育に関する利用者負担額および副食費について

【2・3号認定（保育所や認定こども園での保育を希望）】

（月額・円）

階層区分		2号（3歳児～）		3号（0～2歳児）	
		※満3歳に達する日以後の最初の4月1日から		※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除		0	0
B	市民税均等割非課税世帯			0	0
C1	市民税所得割非課税世帯			11,500	11,300
C2	市民税所得割課税額48,600円未満			14,500	14,300
D1-1	市民税所得割課税額57,700円未満			20,500	20,100

○第1子、第2子、第3子以降のカウント方法・金額算定方法について（所得割57,700円未満の世帯の場合）

・年齢制限なしで、1番上のお子様から順に第1子、第2子…とカウント。  
 ・第1子は基準額全額、第2子半額、第3子以降無料となります。

(例)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
			第2子				第1子		
			無料						

D1-2	市民税所得割課税額65,000円未満	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒実費負担 （同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、3子目以降の場合は副食費免除）	20,500	20,100
D2-1	市民税所得割課税額77,101円未満		23,000	22,600
D2-2	市民税所得割課税額80,000円未満		23,000	22,600
D3	市民税所得割課税額97,000円未満		25,500	25,100
D4	市民税所得割課税額120,000円未満		32,000	31,400
D5	市民税所得割課税額141,000円未満		35,700	35,100
D6	市民税所得割課税額169,000円未満		39,500	38,900
D7	市民税所得割課税額230,000円未満		43,500	42,600
D8	市民税所得割課税額301,000円未満		47,500	46,600
D9	市民税所得割課税額301,000円以上	51,500	50,300	

○第1子、第2子、第3子以降のカウント方法・金額算定方法について（所得割57,700円以上の世帯の場合）

・小学校就学前のお子様から順に第1子、第2子…とカウント。  
 （小学校1年生以上のお子様はカウントしません。）  
 （保育園・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業所その他国が認めるサービスの利用者のみがカウントの対象。）  
 ・第1子は基準額全額、第2子半額、第3子以降無料となります。

(例)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
			第2子		第1子				
			無料		半額				

→ 小1以上はカウントしない

母子・父子・障がい等世帯について

BG	市民税均等割非課税世帯	・基本保育料⇒0円 ・副食費⇒免除	0	0
C1G	市民税所得割非課税世帯		8,000	7,800
C2G D1-1G D1-2G D2-1G	市民税所得割課税額77,101円未満		9,000	8,800

○第1子、第2子、第3子以降のカウント方法・金額算定方法について（所得割77,101円未満の世帯かつ母子・父子・障がい等世帯の場合）

・年齢制限なしで、1番上のお子様から順に第1子、第2子…とカウント。  
 ・第1子は基準額全額、第2子以降無料となります。

(例)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4～
			第2子						第1子
			無料						

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金控除等の税額控除を適用する前の金額となります。

※市民税の賦課決定時期が6月であることから、年度途中の9月に利用者負担額および副食費免除の対象者が切り替わることとなります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく利用者負担額						当年度の市民税額に基づく利用者負担額					

※保護者が海外で勤務している場合は、海外での所得も保育料の算定対象とする場合があります。

※同居または同一生計の祖父母等がいる場合は、祖父母等の所得も保育料の算定対象とする場合があります。